

令和3年度第1回秋田県社会福祉審議会議事録

日時：令和4年3月24日（木）

13時30分～14時37分

場所：県議会棟大会議室(オンライン併用)

【出席者】

(審議会委員)

五十嵐知規委員、石垣正子委員、石川博康委員、伊藤英紀委員、織田栄子委員、
柏木清一委員、工藤留美委員、児玉長栄委員、後藤節子委員、佐藤寿美委員、
柴田一宏委員、柴田融委員、瀬尾知子委員、高橋恭康委員、高橋謙一委員、
谷口太郎委員、山名裕子委員（17名）

(県)

佐々木健康福祉部長、伊藤健康福祉部健康医療技監、伊藤健康福祉部次長、
佐藤健康福祉部次長、
石川福祉政策課長、佐藤地域・家庭福祉課長、高橋長寿社会課長、
千葉国保・医療指導室長、鷲谷障害福祉課長、
新号次世代・女性活躍支援課政策監、熊谷幼保推進課長

1 開会

2 健康福祉部長あいさつ

本日は、ご多用のところ、秋田県社会福祉審議会にご出席いただき、感謝申し上げます。

また、日頃より県の施策全般にわたり、ご理解とご協力を賜っていることに感謝申し上げます。

先般、本審議会におけるオンラインの活用について、書面によりご承認いただき、本日が初めてのオンライン開催となる。ご不便をおかけすることがあるかもしれないが、新型コロナの感染が続いている中、そして、今後のデジタル化推進の流れとして、ご理解とご協力をお願いしたい。

新型コロナについては、今年に入ってから、オミクロン株による第6波の感染拡大が続いており、本県においても、保育所、福祉施設などにおいてクラスターが発生し、1日の感染者が200名を超える日があるなど、これまで累計1万4千人を超える感染者が発生している。県においては、病床や宿泊療養施設など、医療提供体制の確保のほか、オミクロン株の特性を踏まえ、実施を始めた自宅療養における健康観察や日用品の支給などの体制を整えるとともに、ワクチンの追加接種についても、市町村と連携して取組を進めているところである。委員の皆様におかれても、引き続き、県の感染拡大防止に向けた対応にご理解とご協力を賜るようお願い申し上げます。

本日の会議では、新秋田元気創造プラン、賃金水準向上の取組、令和4年度における県の主な施策や取組について、報告させていただくこととしている。

1点目の新プランについては、令和4年度から令和7年度までの4年間における県政運営の指針であり、昨日から県のホームページ等でも公表しているところである。本日は福祉分野の概要について説明させていただく。

2点目の「賃金水準の向上」の取組については、新プランにおいて、「カーボンニュートラルへの挑戦」、「デジタル化の推進」と併せ、選択・集中プロジェクトの一つに位置付けられている。本日はこのうち介護と保育分野における取組を説明させていただく。

3点目は、福祉分野における新年度の主な取組についてである。福祉関係の4施設を統合し、令和5年度に開設予定の新複合化相談施設や児童相談所の補完的機能を持つ児童家庭支援センター、そして県立医療療育センターに設置予定の医療的ケア児支援センターについて説明させていただく。

本日の会議では、こうした説明のほか、県の福祉政策全般、そして皆様の周りでのコロナ禍における福祉の現状の変化、新たな動向などについて、それぞれのお立場からご意見、ご提言、お気づきの点などをご発言いただければ幸いである。

本日はよろしくようお願い申し上げます。

3 委員の紹介等

昨年10月の委員改選後、初めての開催となるため、出席委員（17名）及び欠席委員（4名）を紹介した。

また、秋田県社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、会議が成立していることを報告した。

事前に書面により正副委員長を選任を行っていたが、改めて委員長に柴田一宏委員、副委員長に高橋謙一委員が選任されたことを紹介した。

◎柴田一宏委員長あいさつ

委員長として、この審議会の進行係を務めさせていただく。充実した審議となるよう、委員の皆様には活発なご発言をお願いします。

4 報告

(1) 各専門分科会・部会の開催状況について

資料1に基づき各分科会長・部会長又は所属委員から報告した。

①民生委員審査専門分科会（佐藤寿美委員）

民生委員審査専門分科会について、前回審議会以降は1回の開催であり、令和4年3月8日の開催となっている。

分科会では、本年12月1日に実施される民生委員・児童委員の一斉改選に向けて、候補者の選任基準や審査方針を協議している。その結果、選任基準の一つである年齢の上限について、主任児童委員の年齢の上限を、地域の実情を踏まえ、現行の原則65歳未満から区域担当の民生委員と同様の原則75歳未満とすることに変更した。また、選任基準、審査方針の文言について、何点か修正を行うこととした。

②身体障害者福祉専門分科会・審査部会（伊藤英紀委員）

身体障害者福祉専門分科会・審査部会について、前回審議会以降は、令和3年3月4日、6月17日、9月2日、12月9日、令和4年3月17日の計5回開催している。

分科会においては、身体障害者福祉法第15条に規定する身体に障害がある者の状況の診断書を記載する医師の指定に関して審議を行っている。

また、審査部会においては、身体障害者の障害程度の等級に関して審議を行っている。

それぞれの審議件数については、資料に記載のとおりである。

③児童福祉専門分科会子ども・子育て部会（山名裕子委員）

児童福祉専門分科会子ども・子育て部会は、秋田県版の子ども・子育て会議として、県の子ども・子育て支援事業支援計画である「すこやかあきた夢っ子プラン」の進行管理や見直しについて、調査審議をするものである。

今年度は記載のとおり、令和3年11月11日に開催しており、「第3期すこやかあきた夢っ子プラン」に関する令和2年度の施策の実施状況や目標・指標の達成状況について、調査審議するとともに、今後の取組の方向性などについて意見交換を行った。

④児童福祉専門分科会家庭福祉部会（柴田一宏委員長）

児童福祉専門分科会家庭福祉部会の審議事項は、里親認定の適否や児童相談所が行う児童の児童福祉施設への入所措置等であるが、前回の審議会開催以降、部会を4回開催している。

これらの部会においては、里親認定の適否を審議し、合計49件・72名の里親希望者について、認定を適当との意見を決定し、里親登録の更新については、13件・20名の報告を受けた。

令和3年2月の部会では、令和元年11月に発生した事件に関して、令和2年12月の部会から継続して、児童の身体に重大な影響を及ぼすおそれのあった児童虐待事例の検証を行った。

3月の部会では、2月の部会から継続し、児童の身体に重大な影響を及ぼすおそれのあった児童虐待事例の検証を行い、検証報告書の取りまとめを行った。また、被措置児童等虐待に係る通告について及び秋田県社会的養育推進計画の進捗状況について報告を受けた。

令和4年1月の部会では、秋田県社会的養育推進計画の進捗状況について報告を受けた。

④保育所専門分科会（瀬尾知子委員）

保育所専門分科会は、前回審議会以降、令和3年11月16日に専門分科会を開催しており、審議の内容は保育所の設置認可1件である。

本件は、由利本荘市に所在する施設で、社会福祉法人の吸収合併に伴い、設置

者が変更となる保育所について、諮問があったもので、全会一致で認可すべきものとして決定した。

⑤地域福祉支援計画専門分科会（高橋謙一委員）

地域福祉支援計画専門分科会の審議事項は、秋田県地域福祉支援計画の進行管理に関する事等であるが、前回審議会以降、分科会を2回開催している。

昨年3月19日の分科会では、令和2年度1月末時点での各施策の進捗状況について、今年3月18日の分科会では、令和3年度1月末時点での各施策の進捗状況について、報告を受け、各委員会からは、体制づくり、地域づくり、人づくり、基盤づくりの観点並びに総合的な視点から意見が寄せられた。

また、昨年3月の分科会での主な意見としては、地域のリーダーとなりうる人材を養成する必要性、災害時等の要配慮者対策について、地域全体で関心を持つ人を増やすことの重要性、地域で課題を抱えた世帯があっても個人情報保護の観点から、立ち入ることが容易でない場合もあり、見守り体制のあり方が問われているといった意見があった。

さらに、今年3月に開催された分科会での主な意見としては、3月16日深夜の大きな地震を受け、災害時のボランティアセンターのスムーズな運営のため、市町村と市町村社会福祉協議会の協定締結等を平時に整えておくことが重要であること、民生委員、児童委員の活動をサポートする福祉協力員の傷害保険等に対する財政支援の必要性、個別事業等の実施の有無のみならず、その内容のフィードバックも重要等の意見があった。

◎柴田一宏委員長

これまでの説明に関して、ご質問があれば発言をお願いしたい。

（特になし）

(2) 新秋田元気創造プラン（福祉分野）について

資料2-1及び資料2-2により福祉政策課長が説明した。

◎柴田一宏委員長

ただいまの説明に関して、ご質問があれば発言をお願いしたい。

（特になし）

(3) 介護分野における雇用と賃金水準について

資料3により長寿社会課長が説明した。

(4) 保育士等の賃金向上について

資料4により幼保推進課長が説明した。

◎柴田一宏委員長

(3)と(4)は関連する事案のため、これら2点の説明に関して、ご質問があれば発言をお願いしたい。

(特になし)

(5) 令和4年度における県の主な取組(福祉分野)について

資料5-1について福祉政策課長、資料5-2について地域・家庭福祉課長、資料5-3について障害福祉課長が説明した。

◎柴田一宏委員長

ただいまの説明に関して、ご質問があれば発言をお願いしたい。

●五十嵐知規委員

資料5-1の主な整備内容の中で、その他として「耳鼻科整形外科診療室」の記載があるが、これは元々ある施設にあったものを移行するもの、新たに設置するものどちらになるのか。また、これは医師が常駐して業務を行うものになるのか。さらには、そもそもこの施設に耳鼻科と整形外科だけ診療室をつくるのはどういった意味があるのかを教えて欲しい。

○福祉政策課長

現在、福祉相談センターにおいて、補聴器相談に関する事業を実施しているが、週に4回程度、耳鼻科医に来てもらい、補聴器のフィッティング等に関する相談や診察に対応していただいている。この事業を新施設においても引き継ぐ予定のため、耳鼻科の診療室を設置することとしている。

●五十嵐知規委員

整形外科については、どういった理由か。

○福祉政策課長

整形外科については、身体障害者の補装具の判定において診察が必要となるためである。

●佐藤寿美委員

資料5-1の新複合化相談施設について、中央児童相談所と女性相談所はかなり老朽化しており、新たな整備が必要だということは理解できるが、現在、福祉相談センターと精神保健福祉センターは秋田市の中心市街地にある明德館ビルの1階に入っている。当初明德館ビルに整備した段階では相談者の利便性が高い場所に設置するという理由もあったと思うが、明德館ビルにサテライト的な相談所を残すということは検討していないか。

次に、資料5-2の児童家庭支援センターについて、令和4年度はにかほ市に設置するとのことだが、センターの具体的な設置主体はどこになるのか。また、スタッフを確保する見通しはどうなっているか、教えて欲しい。

○福祉政策課長

新複合化相談施設の関係について、福祉相談センターと精神保健福祉センターは、現在、明德館ビルに入っているが、新複合化相談施設が整備された後は、秋田市手形に整備する新施設に集約されることとなる。いずれ4施設が一体となることで、児童、女性、障害といった分野を越えた相談に包括的に対応し、相談者個人だけではなく、家族全体の相談も受けられるようになるほか、4施設が連携し、複雑化、多様化した相談に迅速に対応できる態勢になると考えている。

◎柴田一宏委員長

明德館ビルにサテライト機能を残す考えはないかという質問もあったと思うが、その点はいかがか。

○福祉政策課長

明德館ビルについては空きスペースになる予定である。手形の新施設の方に人員を集中させるよう考えている。

◎柴田一宏委員長

次に児童家庭支援センターの質問について、回答をお願いします。

○地域・家庭福祉課長

児童家庭支援センターについて、にかほ市への設置を予定しているが、センターの設置主体には専門的な知見が必要となることから、児童養護施設と協議を行っている。具体的には、にかほ市とともに聖園天使園と話し合いを行っている。

なお、スタッフについては、専門的な知識を持つ職員を3名配置することとしており、確保する目処がついている。

(6) 社会福祉審議会におけるオンラインの活用について

資料6により福祉政策課長が説明した。

◎柴田一宏委員長

ただいまの説明に関して、ご質問があれば発言をお願いしたい。

◎柴田一宏委員長

今、全国的にWeb会議が多くなっているが、非常に便利なのがわかり、コロナ禍でなくても活用したいという意見が出てくるものと考えている。この点について、どのように考えるか。

○福祉政策課長

説明でも少し触れたが、Web会議による開催は、委員の皆様の負担軽減という観点もあるため、そういった部分も含めて、活用を進めていければと考えている。

◎柴田一宏委員長

第1条に規定があるが、Web会議の実施は委員長が判断することになるのか。

○福祉政策課長

その点については、各委員の出席状況等も踏まえ、事務局において委員長と相談しながら決定していきたいと考える。

5 その他

◎柴田一宏委員長

次に、次第の5のその他に入りたいと思うが、今日審議していただいた事項に関連すること、あるいはそれ以外にも県の施策に関するご意見等、普段から何かお考えになっていることがあれば、ご発言をお願いしたい。

●高橋謙一委員

今日の話の中で、介護分野における雇用や賃金水準などに係る説明があったが、資料3の介護人材の確保について、私の勤務する日本赤十字秋田短期大学は介護福祉士の養成機関としてその渦中にあるため、関わっている者の一人として意見を述べさせていただきたい。

本学は50名の定員で1996年に発足したが、現在の定員は30名で今年度の卒業生は12名という状況にある。様々な事情から、短期大学は県内出身の学生が多く、県外出身者は少なくなっている。今後、ますます少子化が進む中、30名の定員に学生が十数名というのは、この先の状況が目に見えてくる話になる。こうした中、本県の施策として、中高生に対する介護ロボットやICTの見学体験会というものがあるが、中高生を介護・福祉分野に向かせるためには、こういった手法のほかに中高生の保護者を動かすことが重要で、本県では保護者に対するアプローチが不足していると感じている。

次に、資料3に記載の介護職員処遇改善支援補助金は国の制度であるが、介護職員に直接ではなく、一旦施設にお金が入り、施設が配分する仕組みとなっている。このため、補助金の使途について、案外グレーゾーンの中でお金が動いているという現実があり、必ずしも賃金の向上につながっていないという状況にある。国がさらに増額するといっても、それが本当に介護職員に還元されるかは危惧される場所であり、こうした構造にメスを入れていく必要があると思っている。

最後に本学ではハローワークの求人者を対象に社会人を職業訓練生として受入れているが、県予算の関係で受入れの決定が10～11月にずれ込んでしまっていると聞いている。5～6月の段階で次年度も実施するという方針が出れば、こちらの方でも

ハローワークにアプローチをしやすいため、予算の状況は早めに伝えていただくようお願いしたい。

○長寿社会課長

介護人材の確保について、若い世代に対する施策としては、資料記載のとおり中高生に対する介護ロボットやICTの見学体験会を実施し、普及・啓発に努めている。生徒からは関心を持って参加してもらっているが、ご指摘のとおり、保護者向けの周知については課題があると考えている。こういった取組が有効かを考えながら、対応を進めていきたい。

2点目の介護職員処遇改善支援補助金について、従前の介護報酬による処遇改善加算とは別に、賃金のベースアップを図る新たな制度との位置付けで、2月から9月分までは全額を国の補助金で対応することになる。この補助金や従前の処遇改善加算についても、月額給与に反映されているものから、ボーナスで支給しているものなど、支給方法は介護事業者の裁量に委ねられている。本来の趣旨どおり、すべて介護職員等に配分されれば良いが、そのようになっていないことも承知している。県としては、趣旨に沿った支払いがされるよう、書面の確認などを通じて、不具合がある事業者に対応を求めていくとともに、場合によっては返還を求めるなどの対応もしていきたいと考えている。今後も新たな制度の概要が、国から示され次第、各事業所への説明会などを開催し、丁寧に説明をしてまいりたい。

最後に3点目のハローワークへの対応についてだが、予算を示す時期が遅いことにより、事業がスムーズに進められない状況にあるとのことなので、改善に向け、関係機関と連携して対応していきたい。

●伊藤英紀委員

新秋田元気創造プランの重点戦略の主な取組の中で、生活困窮世帯の子どもへの支援、特に目指す姿4の施策の方向性④の(3)「ひとり親家庭の子どもの養育費に関する広報と相談体制の強化」に関連して、お話をさせていただきたい。生活福祉資金運営委員会の委員長をやっているが、生活困窮者が大幅に増えていると感じており、離婚後、子供を養育する中で、別れた夫から養育費が全然入ってないケースもみられる。養育費については負担する義務があるものと考えているが、法的にはどのようなになっているか、お聞かせ願いたい。

○地域・家庭福祉課長

委員お話のとおり、養育費は子供のために支払われるものであり、両親が離婚した場合でも、別居の親にも養育義務は残ることになる。今回、県で養育費に関する支援制度を設けたわけだが、強制執行を可能とする公正証書により養育費の取り決めを行うよう、公正証書作成の支援を行っている。残念ながら離婚することになった場合は、必ず公正証書で養育費の取り決めを行い、将来的な子供の養育について、責任を持つ必要があることを浸透させていきたいと考えている。

●佐藤寿美委員

せっかくの機会であり、新型コロナとの関連で県社会福祉協議会の取組について、報告をさせていただく。

県社協では、高齢者総合相談、生活支援センターにおいて様々な相談を受けているが、ここ1～2年でかなり相談件数が増えており、昨年度は175件だったものが、今年度は2月までで249件と大幅な増加となっている。特に今年度は昨年度と比べても大きく増加しており、その背景には、コロナ禍とその収束が見通せない中で、社会経済活動への影響が長期化・深刻化していることがあると感じている。

特に経済的な問題や福祉サービスとの関連、それから親族や地域との交流といったような観点で分類してみても、コロナ禍の影響が大きく出ていると思われる。経済的な問題に関する相談としては、直接的にコロナ禍により失業した、収入が減ったという話ではないが、子供からの金銭の要求により自分たちの生活が圧迫されている、子供からの仕送りがなくなり生活に困っているといった相談がみられる。福祉サービスに関する相談では、病院や施設で面会が制限されている中で、入院患者や施設入所者の様子がわからなくなってしまっているといったことや、特に入院患者の様子がわからないまま退院の時期を告げられたり、退院先の確保を求められたといった相談もあった。また、交流の関係でも、県外往来の自粛が要請された期間が長かったことや、県内に住む子供や孫との行き来や、あるいは隣近所とも気軽に交流ができなくなったことにより、寂しさを訴えるといった相談も増えてきている。

それから先ほど伊藤委員からもお話があった生活福祉資金の関係でも、今まであまり多くなかった葬祭費の借入れの相談が増えており、経済的な余裕が少なくなってきたのではないかと感じている。生活福祉資金の特例貸付も実施しているが、市町村社協も含め、民生児童委員の協力もいただきながら、これからの生活再建に向けて、困っている方々に対して、丁寧に相談対応を行い、支えていくといったことが必要だと思っている。また、こうしたことについて、県の関係機関との連携も大事だと考えているため、同じ方向を向いて対応していただけるようお願いしたい。

◎柴田一宏委員長

詳細な情報提供をいただき、感謝する。今のお話について、県から発言があればお願いしたい。連携して取り組みたいという内容であるが、特によろしいか。

◎柴田一宏委員長

他に何かあるでしょうか。事務局から何か連絡事項はあるか。

(特になし)

7 閉会